

測定項目	測定すべきばい煙発生施設等の区分		測定回数
硫酸酸化物	ばい煙発生施設 ばい煙特定施設	硫酸酸化物の排出量 10 Nm ³ /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじん	ばい煙発生施設 (ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及びガス発生炉(水素製造用改質器(製造能力1,000 m ³ 未満)、燃料電池用改質器))		5年に1回以上
	ばい煙発生施設 (廃棄物焼却炉、ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及びガス発生炉(水素製造用改質器(製造能力1,000 m ³ 未満)、燃料電池用改質器)以外) ばい煙特定施設 (条例規則別表1の1、2、3)	排出ガス量 40,000 Nm ³ /h未満の施設	年2回以上 (1年間に6月以上継続して休止するものは年1回以上)
	ばい煙発生施設 (廃棄物焼却炉)	焼却能力 4,000 kg/h未満の施設	
	それ以外のばい煙発生施設等		2月を超えない作業期間ごとに1回以上
i)カドミウム及びその化合物 ii)塩素 iii)塩化水素 iv)弗素、弗化水素及び弗化珪素 v)鉛及びその化合物 vi)シアン化水素	i)令別表第1の9、14、15 ii)令別表第1の16、17、18、19、条例規則別表1の4、5、9 iii)令別表第1の13、16、17、18、19、条例規則別表第1の4、5、6、8、9	排出ガス量 40,000 Nm ³ /h以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
	iv)令別表第1の9、20、21、22、23、条例規則別表第1の4、7 v)令別表第1の9、14、24、25、26 vi)条例規則別表第1の9	排出ガス量 40,000 Nm ³ /h未満の施設	年2回以上 (1年間に6月以上継続して休止するものは年1回以上)
窒素酸化物	ばい煙発生施設 (ガス発生炉(水素製造用改質器(製造能力1,000 m ³ 未満)、燃料電池用改質器))		5年に1回以上
	ばい煙発生施設	排出ガス量 40,000 Nm ³ /h未満の施設	年2回以上 (1年間に6月以上継続して休止するものは年1回以上)
	それ以外のばい煙発生施設		2月を超えない作業期間ごとに1回以上

※1 表中の「令」及び「条例規則」はそれぞれ「大気汚染防止法施行令」及び「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」を指す。

※2 ばい煙排出者は、各項目において排出基準の適用を受けるばい煙について測定することとされている。